

平成17年4月7日

権利保護基盤の強化に関する専門調査会 御中

下坂 スミ子

専門調査会でとりあげるべき課題（項目）につき、以下のように意見を提出いたします。

記

1．特許における審査請求制度の廃止

企業の中には、自社の権利確定を意図的に遅らせるため、審査請求を期間限度まで待つことがある。しかしながら、権利範囲が不確定なままであることにより、第三者による研究開発や起業に悪影響を与える可能性がある。

これを回避するための方策として、審査請求制度の廃止を含めた制度改善の検討を行うべきである。

2．模倣品・海賊版対策

（1）専門的判断の仕組みを活用した侵害認定

税関における認定手続においては、サンプル提供・分解検査制度が導入されたことは高く評価できる。しかしながら、この制度は権利者側にのみ資するものであって、権利者側に対して分解検査によって得られた情報につき秘密保持命令等が出されることはなく、かつ、そこで得られた情報は報告書として税関長に提出されることもない。そのため、権利者側と輸入者側とが公平であるとは言い難い状態にある。

権利者側と輸入者側との公平を期するためには、権利者側がサンプル提供・分解検査によって得た詳細な技術的事項等について、権利者側と輸入者側の双方が、技術的及び法律的見地から主張・反論を行い、当事者の主張に基づいて専門的かつ簡便・迅速に判断を下すことができる制度を確立することが必要である。

このための組織、機関としての技術判定機関あるいは行政審判機関の設置

に向けた検討を行うべきである。

技術判定機関

税関長による認定手続が開始された際に、専門技術的な事項が争点となる案件について、当事者一方の申し立てに基づき、あるいは税関長自らの判断に基づき、税関長が技術的事項に関する見解を求める技術判定機関を設ける。

一案として次のような制度が考えられる。

- ・ 技術判定機関は、第三者機関として、税関あるいは財務省内に設置する。
- ・ 税関長は、技術判定機関が下した技術的事項に係る判断に拘束される。
- ・ 知的財産権侵害物品としての認定を行うか否かの最終的な判断権限は、従来どおり税関長の権限とする。

行政審判機関

税関長による輸入差止め申し立ての受理までの書類審査等の手続は非公開であり、現状では透明性があるとは言い難い。また、権利者が裁判所に仮処分申請を行った場合には、結果が出るまでの民事手続は通常半年から1年を要するため、専門性を備えた裁判所の判断を、税関長の判断に活用することが困難である。

そこで、訴訟回避効果をも視野に入れて、高度な技術的専門性を備えた紛争の一回的解決を図るため、技術的専門性を十分に具備した行政審判機関を設ける。

一案として次のような制度が考えられる。

- ・ 税関長による輸入差止め申し立て受理までの書類審査等の手続を、現状より透明性を向上させたものへの手続改善等を行う。
- ・ 税関長による輸入差止め申し立て受理が行われた後は、当事者双方の主張を尽くすことができる手続を保障し、かつ、専門技術的知見を有する者による審判を行う。
- ・ 知的財産権侵害疑義物品の輸入禁制品としての位置づけは変更しない。

(2) 個人輸入・個人所持の取締り強化

内閣府の特別世論調査において偽物の購入を容認すると回答した国民が46.9%もいるということは由々しき事態であり、個人輸入として何等のチェ

ックも受けることなく模倣品・海賊版が輸入されているようでは、知財立国を宣言する日本として諸外国に対して示しがつかない。

もっと日本人が知財意識を高揚していかなければ、日本は諸外国には模倣品・海賊版の取締り強化を求めるが、自分達は模倣品を許容していると言われかねない。

竹田委員より提案されている「模倣品・海賊版の輸入・所持禁止法」は、偽物の個人輸入や所持を取締まるための法制度として有効であるので、制定に向けた前向きな検討を行うべきである。

3．技術流出の防止

我が国の特許制度では、特許出願された内容を出願から１年半で公開するという出願公開制度を採用している。特許出願の内容は特許電子図書館を通じて世界中に公開されており、途上国がこの情報にアクセスして、我が国企業の研究開発に係る情報を分析・利用していると聞く。これに対する防衛策として、企業では、発明を特許出願せずに営業秘密として管理することもなされている。しかし、我が国の先使用权制度では、先使用を証明することが困難であることから、結局は特許出願せざるを得ない状況におかれているとも聞く。

このため、我が国企業の技術流出を防止する観点から、発明や技術を登録することにより、営業秘密として管理しながらも簡便にその内容を証明できる制度（例えば、フランスのソーロ封筒制度）の導入について検討すべきである。

以上